

要望書（回答）

一、医療機関、高齢者施設等に勤務する職員に、広く行政検査を実施すること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

現在、北海道が設定した警戒ステージは「1」であり、新型コロナウイルス感染症との関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高い、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあるとはいえないことから、医療機関や、高齢者施設等の職員は行政検査の対象となりません。

ただし、北海道は検査の対象者について、症状を有している者に加え、濃厚接触者全てを対象者とするなど、その対象者を拡大しているところであり、特に医療機関や福祉施設等において、集団感染が疑われる事案が発生した場合は濃厚接触者以外の職員等についても、健康観察の実施を指導するとともに、積極的にPCR検査を実施しています。

今後も感染拡大リスクが高い施設において感染者が発生した場合においては積極的にPCR検査を実施していくこととしており、検査体制の整備を構築しているところです。

本市では、今後におきましても、北海道や国の動向を注視してまいります。

二、医療機関、高齢者施設等に入院、入所している者及び、新規に入院、入所する者に対しても行政検査を受けられる仕組みを作ること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

医療機関、高齢者施設等の新規入居者について、入所時に、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況や入所前の生活状況等を勘案して、医師が必要であると認める場合には、症状の有無にかかわらず検査を行うことができるものと考えております。

三、上記行政検査が適切に実施されるよう、苫小牧市として国・北海道にも働きかけること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

国の制度についてはすでに確立されているため、本市において、今回の要望につきましても、苫小牧保健所を通して北海道にお伝えいたします。